



# 茨城県報

第 6 9 2 号

平成 7 年 10 月 12 日

木 曜 日

## 目 次

規 則	ページ
●茨城県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（漁政課）	1
告 示	
●保険医療機関及び保険薬局の指定（保険課）	3
●保険薬剤師の登録（ “ ）	8
●第二種大規模小売店舗に関する公示（商業振興課）	8
●特定漁業者の共済契約の締結の申込みの同意成立の届出（漁政課）	9
●定款変更の認可（2件）（農地管理課）	9
●道路の供用の開始（道路維持課）	9
●都市計画事業の認可（公園街路課）	9
●事業計画の変更の認可（下水道課）	10
●土地改良事業の適当決定（3件）（土地改良事務所）	11
公 告	
●県営土地改良事業計画の変更（農地管理課）	12

## 規 則

### 茨城県規則第 8 3 号

茨城県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 7 年 1 0 月 1 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

茨城県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和 5 5 年茨城県規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 経営等改善資金の項中

400 万円（自動操だ装置を設置する場合にあつては 1 台につき 100 万円，遠隔操縦装置を設置する場合にあつては 1 台につき 50 万円，ロラン受信機を設置する場合にあつては 1 台につき 100 万円，レーダーを設置する場合にあつては 1 台につき 180 万円，自動航跡記録装置を設置する場合にあつ

500 万円（自動操だ装置を設置する場合にあつては 1 台につき 100 万円，遠隔操縦装置を設置する場合にあつては 1 台につき 50 万円，ロラン受信機を設置する場合にあつては 1 台につき 100 万円，レーダーを設置する場合にあつては 1 台につき 180 万円，自動航跡記録装置を設置する場合にあつ

ては1台につき120万円、GPS受信機を設置する場合にあつては1台につき130万円)

400万円(動力式つり機を設置する場合にあつては1セットにつき80万円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合にあつては1台につき60万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあつては1台につき60万円、動力式網さばき機を設置する場合にあつては1台につき70万円、カラー魚群探知機を設置する場合にあつては1台につき150万円、海水冷却装置を設置する場合にあつては1台につき80万円、巻取りウインチを設置する場合にあつては1台につき70万円、放電式集魚灯を設置する場合にあつては1セットにつき200万円、漁業用クレーンを設置する場合にあつては1式につき400万円)

400万円(補機関(動力取出し装置付き推進機関を含む。)を設置する場合にあつては1台につき400万円、油圧装置を設置する場合にあつては1台につき100万円)

600万円(定速装置を設置する場合にあつては1台につき120万円、潤滑油性状維持装置を設置する場合にあつては1台につき10万円)

50万円(船上トイレを設置する場合にあつては30万円)

ては1台につき120万円、GPS受信機を設置する場合にあつては1台につき130万円)

500万円(動力式つり機を設置する場合にあつては1セットにつき80万円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合にあつては1台につき60万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあつては1台につき60万円、動力式網さばき機を設置する場合にあつては1台につき70万円、カラー魚群探知機を設置する場合にあつては1台につき150万円、海水冷却装置を設置する場合にあつては1台につき80万円、巻取りウインチを設置する場合にあつては1台につき70万円、放電式集魚灯を設置する場合にあつては1セットにつき200万円、漁業用クレーンを設置する場合にあつては1式につき400万円)

500万円(補機関(動力取出し装置付き推進機関を含む。)を設置する場合にあつては1台につき400万円、油圧装置を設置する場合にあつては1台につき100万円)

700万円(漁船用エネルギー環境対応機関を設置する場合にあつては1台につき600万円、定速装置を設置する場合にあつては1台につき120万円、潤滑油性状維持装置を設置する場合にあつては1台につき10万円)

150万円(転落防止用手すり、すべり止め又は安全カバー装置を設置する場合にあつては50万円、船上トイレを設置する場合にあつては30万円)

を

に、

65万円（膨張式救命いかだを購入する場合にあつては50万円，救命胴衣，救命浮環，救命浮輪，信号紅炎，消火器又はエンジン自動停止装置を購入する場合にあつては10万円，イーパブを購入する場合にあつては60万円，レーダートランスポンダを購入する場合にあつては65万円）

100万円（漁獲物の横移動防止装置，甲板口のコーミング又は甲板口の閉鎖装置を設置する場合にあつては30万円，甲板上の魚そうを廃し，これに代えて甲板下に魚そうを設置する場合にあつては100万円）

40万円（レーダー反射器，無線電話又は音響信号設備を購入し，又は設置する場合）

130万円（膨張式救命いかだを購入する場合にあつては50万円，救命胴衣，救命浮環，救命浮輪，信号紅炎，消火器又はエンジン自動停止装置を購入する場合にあつては10万円，イーパブを購入する場合にあつては60万円，レーダートランスポンダを購入する場合にあつては65万円）

150万円（漁獲物の横移動防止装置，甲板口のコーミング又は甲板口の閉鎖装置を設置する場合にあつては30万円，甲板上の魚そうを廃し，これに代えて甲板下に魚そうを設置する場合にあつては100万円）

120万円（レーダー反射器，無線電話又は音響信号設備を購入し，又は設置する場合において，それぞれにつき40万円）

を に改める。

付 則

この規則は，公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第1130号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の3第1項の規定により，次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

平成7年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科目	所在地	指定申請 の理由
01.1249.0 7. 10. 1	井 上 医 院	内，循，消，放，理診	水戸市西原町2-17-32	新 規
08.1046.5 7. 8. 29	坂 西 眼 科 医 院	眼	竜ヶ崎市駒馬町2976-1	移 転
21.1079.9 7. 10. 1	ひたちなか山田クリニック	内，理診	ひたちなか市阿字ヶ浦町 字原1385-1	新 規

22.1026.8 7. 9. 1	大 澤 医 院	産婦, 内	鹿嶋市鉢形台1-6-6	開設者変更
44.1042.9 7. 10. 1	橋本産婦人科クリニック	産婦, 小, 内, 皮	北相馬郡藤代町藤代1076- $\frac{1}{2}$	新 規
44.1043.7 7. 10. 1	加 藤 医 院	内, 小	北相馬郡守谷町御所ヶ丘 2-3-10	新 規
01.3253.6 7. 9. 1	外 山 歯 科 医 院	歯	水戸市双葉台2-1 地区センター	移 転
01.3254.4 7. 10. 1	大 内 歯 科 医 院	歯	水戸市泉町2丁目2-46	新 規
20.3098.5 7. 10. 1	小 関 歯 科 医 院	歯	つくば市大字今鹿島字細田西 4173-2	新 規
33.3088.9 7. 10. 1	エンゼル歯科医院	歯	那珂郡大宮町大字石沢字梶ノ内 1830-4	新 規
41.3057.7 7. 10. 1	大和デンタルクリニック	歯	真壁郡大和村大字大國玉字木崎 637-8	新 規
42.3033.6 7. 8. 11	松 崎 歯 科 医 院	歯	結城郡石下町新石下257-1	開設者変更
01.4137.8 7. 10. 1	たんぼぼ調剤薬局	調剤	水戸市青柳町3816の2	新 規
01.4138.6 7. 10. 1	アスカ薬局赤塚店	調剤	水戸市赤塚1-1997-26	新 規
02.4093.1 7. 10. 1	大 和 田 薬 局	調剤	日立市会瀬町1-6-17	新 規
01.1161.7 7. 10. 1	松尾小児科医院	小	水戸市大工町1-3-4	再 指 定
02.1021.1 7. 10. 25	医療法人 幸成会 村田眼科医院	眼	日立市幸町2-14-5	再 指 定
02.1037.7 02.3068.6 7. 10. 1	医療法人 愛正会 田尻ヶ丘病院	内, 小, 神内, 循, 放, 歯, 小歯, 矯正	日立市田尻町3丁目24-1	再 指 定
02.1058.3 7. 10. 10	荒川外科医院	外, 整外, 皮泌	日立市葉柴町3丁目13-2	再 指 定
02.1085.6 7. 10. 1	大 山 医 院	内, 小, 放	日立市中成沢町2-5-9	再 指 定
03.1005.2 7. 10. 1	筑波東病院	内, 神, 精, 理診, 放	土浦市乙戸字向屋敷57-1	再 指 定
03.1028.4 7. 10. 1	中央大 整形 外科 形成	外, 整外, 放, 形, 理診	土浦市中央2-9-2	再 指 定

03.1079.7 7. 10. 18	伊 東 眼 科 医 院	眼	土浦市中央2-9-27	再 指 定
04.1039.9 7. 10. 1	山 崎 ク リ ニ ッ ク	産婦, 内	古河市下山3-757	再 指 定
05.1032.1 7. 10. 1	富田産婦人科医院	産, 婦	石岡市茨城3-5-31	再 指 定
05.1042.0 7. 10. 1	田 中 ク リ ニ ッ ク	内, 外, 胃, 泌	石岡市鹿の子1-11-10	再 指 定
11.1006.3 11.3017.4 7. 10. 1	医療法人 仁愛会 水海道厚生病院	内, 精, 神, 歯	水海道市内守谷町鹿野3721-2	再 指 定
17.1045.8 7. 10. 1	渡 辺 小 児 科 医 院	小	取手市寺田遠道前4933-15	再 指 定
20.1012.2 7. 10. 1	中 島 医 院	内, 循, 小	つくば市松代4-10-12	再 指 定
20.1053.6 7. 10. 1	仁 愛 内 科 医 院	内, 胃, 小, 理診, 放	つくば市小野崎785-1	再 指 定
20.1056.9 7. 10. 1	宮川内科胃腸科医院	内, 小, 胃, 循, 呼, 皮, 眼, 外, 理診, 婦, 整外, 精, 神, 耳咽, 形, 脳神 外, 泌, 肛, 放	つくば市二の宮2丁目2-26	再 指 定
20.1077.5 7. 10. 1	山 中 医 院	内, 小, 皮, 理診	つくば市大字大曾根2191-1	再 指 定
21.1023.7 7. 10. 1	四 方 病 院	胃, 外, 整外, 肛, 循,	ひたちなか市春日町12-2	再 指 定
22.1018.5 7. 10. 11	山 中 耳 鼻 咽 喉 科	耳咽	鹿嶋市宮中1-10-18	再 指 定
31.1023.6 7. 10. 1	茨 城 町 国 保 病 院	内, 外, 放, 耳咽, 整外	東茨城郡茨城町大字小堤975	再 指 定
33.1025.7 7. 10. 1	高 瀬 医 院	循, 消, 内	那珂郡大宮町宇留野588	再 指 定
33.1026.5 7. 10. 1	な か む ら 小 児 科	小	那珂郡那珂町後台3186-3	再 指 定
33.1052.1 7. 10. 1	町 野 医 院	内, 小	那珂郡那珂町菅谷2963-1	再 指 定
34.1015.6 7. 10. 1	社 団 法 人 茨 城 県 水郡医師会立依上診療所	内, 外	久慈郡大子町大字下金沢261	再 指 定
34.1016.4 7. 10. 1	社 団 法 人 茨 城 県 水郡医師会立生瀬診療所	内, 外	久慈郡大子町大字小生瀬4016-2	再 指 定
36.1019.3 7. 10. 15	鹿 島 灘 診 療 所	内, 消, 小, 外, 整外	鹿島郡神栖町知手中央3-4-21	再 指 定

37.1014.2 7. 10. 1	篠 塚 医 院	内, 循, 胃, 呼	行方郡潮来町潮来494 - 1	再 指 定
38.1021.5 7. 10. 1	し の つ か 医 院	内, 小, 消, 放, 理診 皮	稲敷郡阿見町島津字中畑3794	再 指 定
38.1022.3 7. 10. 1	医療法人社団 平陽会 茎 崎 病 院	内, 外, 整外, 理診, 放, 耳咽	稲敷郡茎崎町天宝喜714	再 指 定
39.1030.4 7. 10. 15	大 和 医 院	内, 小, 胃, 放, 皮	新治郡千代田町稲吉5丁目20-12	再 指 定
44.1030.4 7. 10. 20	守 谷 医 院	内	北相馬郡守谷町守谷甲2560-1	再 指 定
44.1032.0 7. 10. 1	博 採 堂 染 谷 医 院	内, 外, 小	北相馬郡守谷町野木崎1780-1	再 指 定
44.1035.3 7. 10. 1	利 根 町 国 保 診 療 所	内	北相馬郡利根町大字羽中200	再 指 定
01.3037.3 7. 10. 29	小 野 歯 科 医 院	歯	水戸市本町2-3-9	再 指 定
01.3097.7 7. 10. 1	今井歯科クリニック	歯	水戸市泉町1-7-22 桶基ビル2F	再 指 定
01.3098.5 7. 10. 1	旭 歯 科 医 院	歯	水戸市大工町3-2-8 小林ビル2F	再 指 定
01.3230.4 7. 10. 29	かぶとう歯科医院	歯	水戸市千波町2874-2	再 指 定
02.3053.8 7. 10. 1	谷 田 部 歯 科 医 院	歯	日立市石名坂町1丁目4-22	再 指 定
03.3083.3 7. 10. 1	松 橋 歯 科 医 院	歯	土浦市神立中央1-14-1	再 指 定
03.3097.3 7. 10. 1	飯 坂 歯 科 医 院	歯, 小歯, 矯歯	土浦市城北町16-21	再 指 定
04.3018.7 7. 10. 1	橋 本 歯 科 医 院	歯	古河市横山町1-8-37	再 指 定
07.3005.7 7. 10. 4	塚 原 歯 科 医 院	歯	結城市白銀町326 - 1	再 指 定
08.3014.7 7. 10. 15	野 上 歯 科 医 院	歯	竜ヶ崎市馴馬町595 - 1	再 指 定
08.3038.6 7. 10. 11	栗 山 歯 科 医 院	歯	竜ヶ崎市4442-3	再 指 定
08.3039.4 7. 10. 2	竜ヶ崎歯科医院	歯, 小歯, 矯歯	竜ヶ崎市馴馬町上米754	再 指 定

10.3022.6 7. 10. 1	飯 塚 歯 科 医 院	歯, 小歯, 矯歯	下妻市仲町丁268	再 指 定
15.3025.8 7. 10. 1	こ ま つ 歯 科 医 院	歯	北茨城市大津町北町 1 - 7 - 9	再 指 定
19.3026.8 7. 10. 1	上 町 飯 島 歯 科 医 院	歯	牛久市牛久町字南裏2479- 2	再 指 定
19.3027.6 7. 10. 1	杉 浦 歯 科 医 院	歯, 小歯	牛久市牛久町1407-51	再 指 定
19.3039.1 7. 10. 1	さ ん ぬ き 歯 科	歯, 小歯	牛久市南 2 丁目32-31	再 指 定
20.3028.2 7. 10. 1	や す み ね 歯 科 医 院	歯	つくば市花畑 3 - 12 - 9	再 指 定
21.3020.7 7. 10. 1	山 本 歯 科 医 院	歯	ひたちなか市勝田泉町14-23	再 指 定
21.3027.2 7. 10. 1	本 多 歯 科 医 院	歯	ひたちなか市表町17- 3	再 指 定
22.3004.9 7. 10. 15	大 槻 歯 科 医 院	歯	鹿嶋市宮下 2 - 10 - 10	再 指 定
32.3008.9 7. 10. 1	小 森 歯 科 医 院	歯	西茨城郡岩瀬町岩瀬240	再 指 定
32.3011.3 7. 10. 1	横 田 歯 科 医 院	歯	西茨城郡岩間町下郷4439	再 指 定
32.3043.6 7. 10. 1	菅 谷 歯 科 医 院	歯	西茨城郡岩間町大字押辺513	再 指 定
33.3048.3 7. 10. 1	飯 田 歯 科 医 院	歯	那珂郡東海村舟石川818 - 5	再 指 定
41.3040.3 7. 10. 1	萩 野 歯 科 医 院	歯, 小歯	真壁郡関城町関本下2081	再 指 定
01.4050.3 7. 10. 15	西 原 薬 局	調剤	水戸市西原 2 丁目17-21	再 指 定
02.4059.2 7. 10. 1	西 山 薬 局 大 み か 店	調剤	日立市水木町2-39- 2	再 指 定
12.4015.3 7. 10. 1	有 限 会 社 サ ン 薬 局	調剤	常陸太田市木崎二町940	再 指 定
19.4009.1 7. 10. 1	刈 谷 薬 局	調剤	牛久市刈谷町 2 - 172 - 19	再 指 定
19.4011.7 7. 10. 1	双 葉 薬 局	調剤	牛久市栄町 2 丁目 2	再 指 定

31.4023.7 7. 10. 1	久 保 田 薬 局	調剤	東茨城郡小川町小川1399	再 指 定
38.4024.0 7. 10. 1	三誠堂薬局森の里店	調剤	稲敷郡基崎町森の里47-11	再 指 定
43.4010.9 7. 10. 1	藤 屋 薬 局	調剤	猿島郡境町366	再 指 定
43.4019.0 7. 10. 1	加 藤 薬 諸 川 店	調剤	猿島郡三和町諸川柏木1000	再 指 定

## 茨城県告示第1131号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により、次の薬剤師を保険薬剤師に登録した。

平成7年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名	登録記号番号	登録年月日
明 田 川 理 香	茨薬 2314	7. 9. 25
屋 代 聖 子	茨薬 2315	7. 9. 25
石 澤 三 枝 子	茨薬 2316	7. 9. 26
落 合 百 子	茨薬 2317	7. 9. 27
根 本 淳 子	茨薬 2318	7. 9. 27
飯 塚 昭 子	茨薬 2319	7. 9. 28
河 原 朝	茨薬 2320	7. 9. 28
山 本 広 子	茨薬 2321	7. 9. 28
石 井 聰 子	茨薬 2322	7. 9. 29
仙 波 と き え	茨薬 2323	7. 9. 29

## 茨城県告示第1132号

## 第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により、公示する。

平成7年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者の氏名又は名称

株式会社タイヨー

## 2 建物の名称及び所在地

タイヨー江戸崎店

茨城県稲敷郡江戸崎町江戸崎字道上沖甲3555番外



茨城県告示第 1 1 3 3 号

漁船損害等補償法(昭和 2 7 年法律第 2 8 号)第 1 1 2 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 1 1 2 条第 1 項の規定による同意があったと認めたので、同法第 1 1 2 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和 2 7 年農林省令第 1 8 号)第 2 6 条の 3 の規定により告示する。

平成 7 年 1 0 月 1 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

加 入 区	漁 業 協 同 組 合
美 浦	美 浦 村 漁 業 協 同 組 合

茨城県告示第 1 1 3 4 号

平成 7 年 5 月 2 日付けで岡郷土地改良区から申請のあった定款変更を、土地改良法(昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号)第 3 0 条第 2 項の規定により平成 7 年 1 0 月 4 日認可した。

平成 7 年 1 0 月 1 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第 1 1 3 5 号

平成 7 年 6 月 2 1 日付けで湖南土地改良区から申請のあった定款変更を、土地改良法(昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号)第 3 0 条第 2 項の規定により平成 7 年 1 0 月 4 日認可した。

平成 7 年 1 0 月 1 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第 1 1 3 6 号

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 8 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成 7 年 1 0 月 1 2 日から 3 0 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 7 年 1 0 月 1 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 日立いわき線
- 2 供用開始の区間 北茨城市中郷町日棚 1 0 6 4 番 1 地先から  
北茨城市中郷町大字松井字川添 1 8 8 9 番 4 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 7 年 1 0 月 1 6 日

茨城県告示第 1 1 3 7 号

都市計画法(昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号)第 5 9 条第 1 項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第 6 2 条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 7 年 1 0 月 1 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称  
鹿嶋市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

鹿島臨海都市計画道路事業

3・3・11号 谷原平井線

## 3 事業施行期間

平成7年10月12日から平成14年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

茨城県鹿嶋市大字粟生字鳩塚並びに大字平井字鳩塚, 字高塚西, 字高尾崎北及び字鹿島道南地内

## (2) 使用の部分

なし

## 茨城県告示第1138号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において、準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成7年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 施行者の名称

北相馬郡守谷町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

取手都市計画下水道事業

守谷町公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和50年3月10日から平成13年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

昭和50年茨城県告示250号, 昭和53年茨城県告示1013号, 昭和54年茨城県告示1588号, 昭和57年茨城県告示1395号及び平成元年茨城県告示381号の事業地から次に掲げる区域を除いた区域  
守谷町大字野木崎字沼田沖の一部

## (2) 使用の部分

昭和50年茨城県告示250号, 昭和53年茨城県告示1013号, 昭和54年茨城県告示1588号, 昭和57年茨城県告示1395号及び平成元年茨城県告示381号の事業地に1)に掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうち2)に掲げる地内において事業地を変更する。

1) 守谷町大字守谷字表谷津, 字薬師堂, 字大日浦及び字相野谷道上並びに大字高野字守谷飛地, 字大明神及び字亀田並びに大字大柏字前坪, 字中坪, 字前作, 字宮前, 字殿開, 字八化原及び字橋ノ台並びに大字野木崎字前畑, 字宮下, 字向崎, 字向山, 字北ノ前, 字捨ケ久保, 字角釜, 字勢至前, 字辺田前, 字中妻, 字後久保, 字新田前, 字新田後, 字鍛冶前及び庄太郎久保の各全部の区域並びに大字守谷字崖下, 字下山, 字屋敷附, 字金ヶ崎, 字榎前, 字天神前道下, 字沼崎, 字相野谷道下, 字相野谷道上及び字盆天塚, 並びに大字高野字守谷本宿及び梅作並びに大字大柏字天神原, 字原山, 字雷神, 字新田及び字銀久保並びに大字野木崎字新山, 字山ノ神, 字庚塚, 字沼田沖, 字沼田沖道上, 字薬師前及び字地藏下の各一部の区域

2) 守谷町大字守谷字庚塚, 字相野谷, 字並木, 字向溜, 字溜及び字大日並びに大字立沢字笹久保及び字御所

台並びに大字高野字大日, 字本宿及び字五十塚並びに大字乙子字清水, 字向山及び字前坪並びに大字大柏字下ヶ戸及び字腰巻並びに大字野木崎字杉並, 字坂下内, 字根崎前, 字神立山及び山ノ内地内

茨城県告示第 1 1 3 9 号

西総土地改良区から平成 7 年 9 月 7 日付けで認可申請のあった前新田地区土地改良事業については, 土地改良法 (昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号) 第 4 8 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により, 平成 7 年 9 月 2 0 日適当と決定した。

なお, 関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 7 年 1 0 月 1 2 日

茨城県境土地改良事務所長 吾 妻 輝 一

- 1 縦覧に供する書類  
西総土地改良区定款の写し  
前新田地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成 7 年 1 0 月 1 3 日から平成 7 年 1 1 月 1 0 日まで
- 3 縦覧の場所  
境町役場

茨城県告示第 1 1 4 0 号

金江津長竿土地改良区から平成 7 年 9 月 2 0 日付けで認可申請のあった上田川第 2 地区土地改良事業については, 土地改良法 (昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号) 第 4 8 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成 7 年 9 月 2 7 日適当と決定した。

なお, 関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 7 年 1 0 月 1 2 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 富 久 尾 育 雄

- 1 縦覧に供する書類  
金江津長竿土地改良区定款の写し  
上田川第 2 地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成 7 年 1 0 月 1 3 日から平成 7 年 1 1 月 1 0 日まで
- 3 縦覧の場所  
河内村役場

茨城県告示第 1 1 4 1 号

金江津長竿土地改良区から平成 7 年 9 月 2 0 日付けで認可申請のあった金江津地区土地改良事業については, 土地改良法 (昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号) 第 4 8 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成 7 年 9 月 2 7 日適当と決定した。

なお, 関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 7 年 1 0 月 1 2 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 富 久 尾 育 雄

## 1 縦覧に供する書類

金江津長竿土地改良区定款の写し

金江津地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成7年10月13日から平成7年11月10日まで

## 3 縦覧の場所

河内村役場

---

**公 告**

---

## ●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3の規定に基づき、県営鶴戸沼2期地区土地改良事業計画（農業用排水施設）の変更をしたいので、同条第1項の規定により当該土地改良事業の変更後の計画概要を公告する。なお、当該土地改良事業の施行地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの、又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権限に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地について、この県営土地改良事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により平成7年10月23日までに岩井市、猿島町、境町農業委員会に申し出られたい。

平成7年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 2,300円）

発行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8111 (代)